



全老健第 29-151 号
平成 29 年 8 月 1 日

厚生労働省老健局

老人保健課長 鈴木 健彦 殿

公益社団法人全国老人保健施設協会
会長 東 憲 太 郎



平成 30 年度税制改正要望書

消費税

1 介護保険事業にかかる消費税の取扱いについて、現行制度から「原則課税」等への抜本改正

(理由)

平成元年 4 月 1 日より施行された消費税については、医療・介護の分野が「原則非課税」の規定により各事業者が支払った消費税についても、仕入控除がいまだに認められておらず、その結果、事業者が消費税の最終負担者となっており、医療分野、介護分野において経営上の大きな負担が発生していると危惧されてきました。当協会による介護老人保健施設における消費税負担額調査では、経営に圧迫をもたらすほどの負担の発生が認められました。

特に医療機器や施設建設代金に含まれる消費税の負担は、既に介護施設だけでなく医療機関においても経営的な圧迫要因となっており、更に現行の 8% の消費税が 10% に引上げられた場合、適正な医療・介護の質の維持が困難になるばかりか、施設の維持、経営そのものに決定的な打撃を与えることは確実です。

適正な運営を維持するため、また利用者の本人負担が増加しないよう、速やかに、現行制度から課税取引に改める、補填不足について税制上手当する等により、医療保険分野・介護保険分野に係る消費税負担をめぐる問題の抜本的解決を強く要望いたします。

法人税

2 建物等の改修投資促進のための特例措置の創設

(理由)

国土交通省では、耐震、省エネ、バリアフリー化による既存建築物の改修投資を促進し、既存建築物の性能の抜本的な向上を図ることを目的として、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)、改正耐震改修促進法、増改築時のエネルギーの効率的利用のための措置(「省エネ措置」)の届出に基づく規制等を強化することとしています。

このような状況において、介護老人保健施設も、この規制強化に対応すべく、施設建物等の改修等を行わなければならないため、改修等に要する支出について、改修等を行った事業年度における全額償却を認めていただくことを要望いたします。

法人税（続き）

3 建物等の耐用年数の短縮並びに割増償却の復活

（理由）

平成 24 年度老人保健健康増進等事業「介護老人福祉施設等の運営及び財政状況に関する調査研究事業」によると、医療法人の開設する介護老人保健施設の実在内部留保額は約 13,690 千円に過ぎず、また「平成 28 年介護老人保健施設の現状と地域特性等に関する調査」（当協会実施）によると、医療法人の開設する介護老人保健施設の借入金は、約 458,521 千円であり、借入金に依存した経営となっております。

一方、平成 10 年度税制改正により、平成 10 年4月1日以後に取得する建物の償却方法が定額法に、更に平成 28 年度税制改正により建物附属設備及び構築物の償却方法も定額法になったことから、減価償却費が従前に比べ小さくなり、借入金返済能力が低下しています。

これを防止するために、現行の介護老人保健施設の用に供される建物等（鉄骨鉄筋コンクリート又は鉄筋コンクリート造）の耐用年数を 39 年から 30 年に短縮すること、並びに、平成 17 年度において適用除外となった建物の割増償却制度についてはこれを復活し、建物については、割増償却率割合 20%、適用期間 10 年以内とすることを要望いたします。

4 特別修繕準備金制度の適用範囲の拡大

（理由）

特別修繕準備金制度は、船舶、溶鉱炉等周期的に大規模な修繕を要し、かつ周期が相当の期間にわたると認められる費用に備えるための制度として制定されております。

介護老人保健施設におきましても、施設療養環境の維持・整備のためには、周期的に大規模な修繕を要し、これに備える資金が必要となります。

つきましては、独立行政法人福祉医療機構と施設改修に関わる契約を締結することを前提に、その積立金を費用として認容し、団塊の世代が利用対象者となる平成 32 年までに、築後 10 年以上の施設が全て適用できる特別修繕準備金制度の構築を要望いたします。

5 退職給与引当金の税制上損金算入制度の復活

（理由）

要介護・要支援高齢者の生活の質を確保し、介護保険施設が安定した質の高いサービスを維持し続けるためには、なによりも施設で高齢者ケアに従事する職員の処遇を改善し、人材定着率の高い制度とすることが不可欠です。

長年にわたって介護現場に従事してきた職員の将来の退職金支出に備えるため、退職給与引当金の税制上損金算入制度の復活を要望いたします。

事業税

6 食事に要する費用及び居住に要する費用にかかる事業税非課税の明確化

(理由)

介護保険制度見直しの一環として、平成 17 年 10 月から、食費は利用者の全額自己負担、居住費の一部が自己負担化されました。この食費・居住費は、平成 18 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 249 号「厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等」によらない利用料、すなわち利用者が選定できない介護サービスであって、介護保険適用外となっても、その性格は、いわゆる「自費」とは明らかに性格を異にするものです。

介護保険制度施行前の平成 11 年度まで、食費が利用者の全額自己負担であった時期においても、この食費にかかる収入は社会保険診療として計算し、事業税の課税対象ではありませんでした。

食費が全額自己負担化されたこと、また、居住費の一部が自己負担化されたことをもって、事業税の対象範囲が変更されたと判断されることがないよう、地方税法第 72 条の 23 第 2 項第 4 号「同法の規定により定める金額に相当する部分」の次に、括弧書きで(相当する部分には、食事の提供に要する費用、居住に要する費用を含む)を追加し、事業税の計算の明確化を要望いたします。

固定資産税

7 固定資産税の軽減措置の復活

(理由)

医療法人の開設する施設の家屋等の資産については、当初、申請によって、取得してから 5 年間、税額 4 分の 1 が軽減され、平成 14 年度から軽減率が 4 分の 1 から 6 分の 1 に、平成 16 年度からは、8 分の 1 に変更され、平成 18 年度に軽減措置そのものが廃止されました。

しかしながら、医療法人の開設する介護老人保健施設においては、平成 12 年度からの介護保険制度の目的にそった質の高い施設サービスを提供しており、今後も地域ニーズに即した整備や更なる質の向上を推進するため、この軽減措置を復活するとともに上記軽減率を従来の 4 分の 1 とすることを要望いたします。

以上